

## 安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託

#### (2) 業務の目的

ごみ収集運搬並びに安芸市一般廃棄物最終処分場（水処理施設を除く）及び計量棟の円滑な業務の実施

#### (3) 業務の内容

1. ごみ収集運搬業務（市内集積所約 500 箇所）
2. 最終処分場での中間処理等業務
3. 計量棟事務

#### (4) 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）

### 2 予算額（見積限度額）

625,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 3 審査委員会の設置

別添に定める「安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

### 4 実施形式

公募型

### 5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手型となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定する。

選定後は、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

### 6 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 参加申込書の提出時点において、本市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること又は現に登録がない者で、参加申込書の提出時点において入札参加資格者名簿登録の申請中であり、本件契約手続き開始までに登録が完了する者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第1号)に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 国税(法人税及び消費税)、都道府県税(事業税及び都道府県税)、市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

## 7 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書(別紙様式1)に関係書類を添えて申し込むこと。

- (1) 提出方法: 持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)
- (2) 提出期限: 令和6年10月22日(火)17時まで(必着)
- (3) 提出先 : 〒784-8501 高知県安芸市土居82-1  
安芸市役所 環境課 環境整備係(担当: 小松)  
TEL: 0887-35-1023  
FAX: 0887-35-1026  
E-mail: kankyo@city.aki.lg.jp

### (4) 提出書類:

- ① 参加申込書(別紙様式1)
- ② 会社概要(別紙様式2)
- ③ 実績調書(別紙様式3)
- ④ 会社の経営状況を証明する書類(直近2か年の財務諸表)  
賃借対照表・損益計算書(又は収支計算書)・財産目録・事業報告書(任意の様式)

(5) 資格要件の確認は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類で行う。

(6) 資格要件の確認結果は、令和6年10月25日(金)17時までに電子メールにて通知する。

## 8 質疑と回答

- (1) 提出方法: 質問書(別紙様式4)を持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで提出すること。(ただし、FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。TEL: 0887-35-1023)
- (2) 提出期限: 令和6年10月15日(火)17時まで(必着)
- (3) 提出先 : 「7-(3) 提出先」と同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和6年10月18日(金)17時までに安芸市ホームページの当該プロポーザルの欄に掲載する。

## 9 企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

## 10 審査方法

別途定める「安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

## 11 審査結果の通知と公表

審査結果は、令和6年11月27日（水）までに、すべての参加者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

## 12 日程（公募型）

(1) 募集開始	令和6年10月8日（火）
(2) 質疑締切	令和6年10月15日（火）17時まで
(3) 参加申込書提出締切	令和6年10月22日（火）17時まで
(4) 企画提案書提出締切	令和6年11月8日（金）17時まで
(5) 審査委員会（プレゼンテーション）	令和6年11月20日（水）（予定）
(6) 審査結果通知	令和6年11月27日（水）（予定）

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。
- (3) 提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第3号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を情報公開を希望しない届出書（別紙様式5）により事前に提出しておくこと。

公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

## 14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書を安芸市が受理した後は、追加及び修正はできない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式様式6）を提出すること。
- (4) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (5) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする。
  - ①提出書類に不備もしくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
  - ②審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。
  - ③安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

(6) 企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が受託者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15 問合せ先

「7－(3) 提出先」と同じ （担当：小松）